

2015年4月15日

各位

会社名 株式会社ジーフット  
代表者 代表取締役社長 神谷 和秀  
(コード番号 2686 名証二部)  
問合せ先 取締役総合企画本部長 秀島 高広  
電話番号 03-5566-8852

### 株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年5月21日開催予定の第44期定時株主総会に役員報酬改定に関する議案を付議することとし、その中で、取締役については下記のとおり株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 新株予約権を発行する理由

当社は、2015年5月21日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することとし、これを契機に業績連動部分を設けた新たな役員報酬制度に移行することとしたいと存じます。新たな役員報酬制度の中で株式報酬型ストックオプションを導入することは、取締役に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。

##### 2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬につきましては、2008年4月15日開催の第37期定時株主総会におきまして、取締役の報酬総額を年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすることをご承認いただいております。

この取締役の報酬等は引き続き使用人兼務取締役の使用人分給与は含めず、総額につきましては年額360百万円以内、このうち、金銭による報酬額として、業績連動報酬部分を含めて年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）、株式報酬型ストックオプション公正価値分として、年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第44期定時株主総会に付議予定の取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

株式報酬型ストックオプションにつきましては、権利行使に際して払い込むべき金額を新株予約権の行使により取得される株式1株当たり1円とするものです。具体的には、次の内容の新株予約権を取得させることを予定しております。

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
新株予約権の個数 400 個を 1 年間の上限とする。  
目的たる株式 当社普通株式 40,000 株を 1 年間の上限とする。  
新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は、100 株とする。  
なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。
- (2) 新株予約権の発行日および発行価額  
各新株予約権の発行日は毎年 5 月 1 日とする。  
各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役が付与することとし、次にこの報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、各取締役に新株予約権を取得させる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額  
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は 1 円とする。  
ただし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式 1 株当たりの払込金額 1 円を調整後の株式数で除した金額とする。
- (4) 新株予約権を行使できる期間  
各新株予約権の発行日の属する年の 6 月 1 日から 15 年間とする。
- (5) その他新株予約権行使の条件
- ① 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から 5 年以内に限って権利行使ができるものとする。
  - ② 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (6) 新株予約権の無償取得  
新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡禁止  
新株予約権者および次の (8) に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (8) 新株予約権の相続  
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を相続することができる。  
権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (9) その他の事項（上記(1)から(8)におけるその他の事項を含む。）  
新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

以 上